

議 事 録

第 18 期名護市農業委員会 第 16 回 総 会

令和 6 年 12 月 23 日（月）

名護市農業委員会 第16回総会

開催日時 令和6年12月23日（月）午前10時00分～12時00分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員（農業委員）

1番	野原 朝行	○	2番	比嘉 清隆	○	3番	川上 達也	欠
4番	岸本 信子	○	5番	山城 秀樹	欠	6番	仲村 正司	◎
7番	前川 太輝	欠	8番	伊波 實	○	9番	宮城 政喜	◎
10番	宮城 二郎	欠	11番	比嘉 政昭	○	12番	川野 圭輔	○

（農地利用最適化推進委員）

13番	大城 昭夫	○	14番	清水 一郎	欠	15番	比嘉 海斗	欠
16番	呉屋 信竹	欠	17番	平 智昭	欠	18番	林 昌平	○
19番	宮城 直人	○	20番	上間 光成	○	21番	古我知 直人	○
22番	玉城 司	○	23番	上地 一宏	○	24番	野原 三喜郎	○
25番	藤原 邦彦	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書 記 名護市農業委員会事務局

議 案 第92号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 第93号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
 第94号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第95号 農用地利用集積計画に係る意見について
 第96号 非農地証明願について
 第97号 名護市農業委員の辞任について

(開会)

局長 おはようございます。それでは、第 16 回名護市農業委員会総会を始めさせていただきます。今年最後の総会となります。農業委員の方、欠席が 4 名、推進委員の方も 4 名の欠席の報告が挙がっておりますが、人数には問題ありませんのでそのまま本日の総会を進めさせていただきます。それでは進行の方は議長の方で宜しくお願い致します。

議長 これより、第 16 回名護市農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は議席番号 6 番委員、9 番委員の両委員にお願い致します。

(議案第 92 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 92 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

局長 議案第 92 号 農地法 3 条の許可申請の方が出されております。案件は 8 件ございます。詳細については担当より行います。お願いします。

事務局 議案第 92 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。今月 8 件の申請となります。

整理番号 1 番 為又の 1 筆、地目は原野、面積が 125 m²。規模拡大による 3 条無償移転。従事日数 170 日。予定作物は野菜となっております。こちら無償移転という形になりますが、土地の交換という形になっておりまして、元々譲受人が持っている土地を譲渡人へ別の土地を今年 6 月に 3 条で移転しております。航空写真では建物が建っているように見えますが、こちらの建物は既に撤去されております。また現在別の農機具倉庫が建っていますが、確認届をすでに提出して頂いております。

整理番号 2 番 稲嶺の 1 筆、地目は畑で、面積が 749 m²。規模拡大による 3 条有償移転。従事日数 250 日。予定作物は牧草となっております。

整理番号 3 番 真喜屋の 2 筆、地目は田、面積が合計 2048 m²。規模拡大による 3 条有償移転。従事日数 200 日。予定作物はドラゴンフルーツ、バナナとなっております。こちら地図で見ていただくと袋地になっているように見えますが、どちらの筆についても隣地の方から通行の許可を頂いております。

事務局

整理番号4番 真喜屋の1筆、地目は田、面積が3,499㎡。新規就農による3条無償移転。従事日数200日。予定作物はミカンとなっております。こちら申請地内に農機具倉庫がありますが、確認届をすでに提出して頂いております。

整理番号5番 振慶名の1筆、地目は畑、面積が3,187㎡。規模拡大による3条有償移転。従事日数200日。予定作物はミカンとなっております。

整理番号6番 古我知の3筆。地目は畑、山林、田。面積が合計5,076㎡。規模拡大による3条無償移転。従事日数200日。予定作物はサトウキビとなっております。こちら申請地に山林がありますが、過去に3条で取引されていた履歴がありました。通常山林は農地法の対象ではありませんが、過去に農地として売買や貸し借りがされた履歴があるため事務局としては農地として判断し、今回も申請が必要ということで申請地に含んでいただいております。

整理番号7番 久志の1筆。地目は畑、面積が1,017㎡。規模拡大による3条有償移転。従事日数150日。予定作物はパインとなっております。こちらの申請地、県道に面した土地になっておりまして、現地確認したところ県道から1.5mほど上がっている土地になっており、車での進入や農業機械などを入れるには難しいところではありますが農地まで歩いて耕作するとのことでした。

整理番号8番 幸喜の2筆。地目は畑、面積が合計1,884㎡。規模拡大による3条有償移転。従事日数300日。予定作物は野菜となっております。申請地にはすでに農業用施設及び休憩所が建っておりますが、そちらに関しては農地法の確認届と農振法の開発許可を既に受けております。

申請地の内、地積が細長くなっている筆に関してもドラセナと月桃をすでに植えられており耕作する意思があるとのことでしたので申請地に含めております。

今月、3条以上になります。

局長

ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました議案第92号農地法第3条第1項の規定による許可申請について質問がありましたらお願いします。質問ありませんので、議案第92号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請通り可として宜しいでしょうか。

委員

異議なし。

(議案第 93 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)

議長 続きまして、議案第 93 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局よりお願い致します。

局長 議案第 93 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、こちら 1 件ですが 5 条の方でも同時申請されておりますので、そちらで説明させていただきます。

(議案第 94 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 94 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

局長 議案第 94 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について申請が出されております。今月 6 件になります。詳細については担当よりお願い致します。

事務局 整理番号 1 番 我部祖河の 1 筆。面積が 511 m²。所有権移転による貸資材置場。本件について、事業計画変更も申請されておまして、経緯と致しましては、過去に譲渡人が自己住宅のために農地として所有権移転で取得した土地でございますが、当時体調を崩され入院等が重なり事業計画が一旦保留という状態になっておりました。今回は貸資材置場として事業計画変更ですので、借り手からの確約も取っております。農地区分としましては第 2 種農地です。一団農地の面積は、0.1ha 未満の農地となっております。

整理番号 2 番 宇茂佐の 2 筆。面積が合計 449 m²。所有権移転による資材置場。進出入口に 1 筆土地が入っているのですが、譲受人が取得している農地なので接道に関しては問題ありません。農地区分が第 2 種農地。一団農地の面積は 0.1ha 未満となっております。

整理番号 3 番 山入端の 3 筆。面積が合計 761 m²。有償移転。転用目的が駐車場となっております。農地区分としては第 2 種農地となります。農地の広がり 0.1ha 未満となっております。

整理番号4番 瀬嵩の1筆。面積が793㎡。所有権移転。転用目的が貸資材置場となっております。こちらにつきましても、借り手からの確約も取っております。農地区分としては第3種農地となっております。

整理番号5番 瀬嵩の2筆。面積が合計755㎡。所有権移転。転用目的が貸資材置場となっております。農地区分は第3種農地となっております。

整理番号6番 宮里の1筆。面積が253㎡の内の33㎡。所有権移転。転用目的が共同住宅敷地となっております。農地区分としましては第3種農地となっており、都市計画法の用途区分が定められた土地となっております。

今月の5条の説明は以上となります。

議長 議案第94号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について質問はありませんか。質疑がないようなので可として宜しいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第95号 農用地利用集積計画に係る意見について)

議長 議案第95号 利用権の件となります。令和6年12月18日付で名護市長より名護市農業委員会会長宛てに利用権に関する意見が出されております。今回の利用権設定者譲渡人が4名、譲受人が4名となっております。詳細については担当より行います。お願いします。

事務局 整理番号1番から4番 済井出の畑、2筆。現況畑。10年間の賃借権。予定作物がパイン。新規、250日従事予定。

整理番号5番 三原の1筆。現況畑。1年間の使用賃借権。予定作物はサトウキビ。新規、150日従事予定。所有権移転を予定されております。

整理番号6番 我部の1筆。10年間の賃借権。予定作物はグアバ。新規、250日従事予定。

整理番号7番 久志の1筆。10年間の賃借権。予定作物がサトウキビ。再設定。250日従事予定。利用権以上、6筆となります。

局長 只今、説明がありました議案第 95 号 農用地利用集積計画に係る意見について質問はありませんか。
ないようなので、申請通り可として宜しいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案 96 号 非農地証明願について)

議長 議案第 96 号 非農地証明願について担当より説明をお願いします。

局長 はい。議案第 96 号 非農地証明願について、今月 8 件ございます。事務局の方で一通り説明した後に、現地調査と三役において総会での詳細な審議が必要となったものについては、調査員の意見を伺いたいと思います。

事務局 整理番号 1 番 名護の 1 筆。地目畑。面積が 162 m²。非農地の事由としましては、当該申請地は、商業施設建設工事によって分断された土地の残地である。農地としての利用は困難であるとのことでした。申請地は現地調査及び三役会議の方で証明相当ではないかとの意見がでております。

整理番号 2 番 屋部の 2 筆。地目原野。面積が 7,881 m²。当該申請地は、平成 11 年 3 条申請が行われているが、現在まで農地として利用されてきたかは不明である。また、申請地は高低差があり農地としての利用は困難であるとのことでした。申請地について、地目が原野になっているのですが、先ほどの 92 号議案でもお話させて頂いたのですが、登記地目が原野や山林であっても、過去に農地としての 3 条申請があった土地に関しては、農業委員会としては農地として扱いますので、登記地目が原野ではあるのですが、今回非農地証明として申請して頂いております。現況としましては、かなり高低差があり現地調査及び三役会議の方で証明相当ではないかとの意見がでております。

整理番号 3 番 安和の 1 筆。地目田。面積 934 m²。当該申請地は、20 年以上前より農地として利用されておらず、草木が繁茂し利用が困難であるとのことです。こちらは後ほど調査員の方に意見頂きたいと思います。

整理番号 4 番 安和の 1 筆。地目畑。面積が 42 m²。当該申請地は、作物があまり育たないことから長年農地としての利用はなく、原野化している。農地としての利用は困難であるとのことです。道路のすぐ横のかなり細長い土

地になっておりまして、現地調査及び三役会議の方で証明相当ではないかとの意見がでております。

整理番号5番 済井出の2筆。地目畑。面積が1,459㎡。当該申請地は、20年以上前より耕作されておらず農地として復元は困難である。また、過度な高低差があり耕作するには不向きな土地であるとのことでした。こちらも山林化が進んでおり、現地調査及び三役会議の方で証明相当ではないかとの意見がでております。

整理番号6番 大中の1筆。地目田。面積が23㎡。当該申請地は、名護市の区画整理法による換地処分後の残地とみられる。また、小面積なため農地としての有効活用は困難な土地であるとのことでした。現地調査で、かなり小面積な所や周囲の市街化の状況を見まして、現地調査及び三役会議の方で証明相当ではないかとの意見がでております。

整理番号7番 大北の2筆。地目田。面積が23㎡。当該申請地は、名護市の山田原線街路整備事業に係る代替地として平成28年度に名護市が取得した土地である。申請地は道路工事によって分断された残地で不整形地及び小面積なため農地としての有効活用は困難であるとのことでした。こちら先月に引き続き名護市用地課による案件になりますがこちらも調査員から意見を頂きたいと思います。

整理番号8番 大北の2筆。地目畑。面積が合計70㎡。当該申請地は、名護市の大北大西線街路整備事業に係る代替地として平成25年度に名護市が取得した土地である。申請地は道路工事によって分断された残地で不整形地及び小面積なため農地としての有効活用は困難であるとのことでした。こちら7番と同じで用地課からの案件となりますので調査員からの意見を頂きたいと思います。一旦説明以上となります。

議長 一旦、整理番号3番、7番、8番の意見の方を調査員から意見をお願いしたいと思います。まずは、整理番号3番を調査員説明をお願いします。

調査員 申請地は、土地の半分ほど山林化している状態ですが、残り半分は背の高い雑草が生えている程度で草刈り等を行えば農地としても利用は可能と感じました。以上を踏まえた調査員の意見ですが当該申請地は現状が混在しており判断が困難なため総会での審議に委ねたいと思います。調査員の意見は以上

です。皆さんの審議をお願いします。

局長 続いて、7番、8番について調査員の意見をお願いいたします。

調査員 申請地は名護市が取得した土地の残地であり、現況は更地でしたが周囲の市街化の状況を踏まえ判断する必要がありました。以上を踏まえた調査員の意見ですが当該申請地は現地調査のみでは判断が困難なため総会での審議に委ねたいと思います。調査員の意見は以上です。皆さんの審議をお願いします。

局長 只今の調査員の意見も踏まえて、何か質疑ありましたらお願いします。まず、整理番号3番の方から宜しくをお願いします。

委員 どこが、山林化しているのですか。

事務局 写真の左側のほうが山林化しているように見えます。右側から撮った写真ですが手前の方は雑草が生えている状態ですが奥の方は比較的大きい木など確認できます。

委員 状況を確認したいのですが、今地図を見る限り、道路沿いで難しいイメージと高低差はそこまでない状況に見えて、良い傾斜なので作物を作れば、結構良い物ができるのかなと感じます。畑として条件も良さそうですが。写真での確認ですが、有効活用して頂ければなど、私の意見です。

委員 現況で見た場合は、使えるのではないかと思います。

議長 3番に関して、皆さんの意見をまとめたいと思います。今の話では、否決として宜しいでしょうか。

委員 異議なし。

局長 7番・8番について、質問はありませんか。

委員 申請地には砂利が敷かれているんですか。

事務局 一部敷かれている土地もあります。

- 委員 農業委員会としては、農地が違反状態の場合、原状回復するよう案内していると思いますが、今回のように名護市の土地は原状回復されていないじゃないですか。本来ならば問題になると思うんですが、今回の件で非農地相当であるにしても農業委員会として意見を付した方がいいと思います。
- 局長 我々が非農地と判断するのは極小地やいびつな形、環境を踏まえてから非農地と判断すると思いますが、そういう考えでいけば非農地として判断になるかと。実際農業できるような環境ではないかと思います。
- 委員 それはわかります。工事など行う場合において、一旦農地を回復しなさいとしているので、それはどうなるのかとのことです。勿論、この案件は私も非農地だとは判断しますが、それに伴う経緯がおかしいのではないかと思います。
- 局長 認めたうえで、意見書をつけて許可するということですね。
- 議長 この件につきまして、前回に限らず、何回か名護市が所有している農地の案件が出てきたかと思います。名護市が工事の為に用地を取得する際に農地として本来、残してはいけないという事がありますので、当初取得する際に転用しないといけないのですか。
- 事務局 道路用地として取得した部分については土地収用法に基づき農地転用許可不要ということで問題ないのですが、残地として残った部分に関しては本来農地転用許可が必要となります。
- 通常、収用の際に道路用地として利用する部分のみを分筆して収用する場合と1筆まとめて収用する場合があります、今回は1筆まとめて収用した場合に該当しますが、このように残地を収用する場合については、適正手続きを取ってくださいという内容で農業委員会から用地課に対し文書を出すのはいかがでしょうか。
- 局長 大変申し訳ございませんが、今後の対応について取得に関して、注意ということで農業委員会から会長名で文書を出させていただきます。
- 局長 それでは、整理番号7番、8番については、可として宜しいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 他にありませんか。

委員 整理番号 2 番は、所有者が平成 11 年に 3 条申請で取得しているとのことですか。

事務局 当初 3 条で取得した方は現在の所有者とは別の方です。農業委員会としては 3 条申請での取引があった土地については農地として扱っておりますが、実際にはその後何度か農業委員会の許可を受けずに所有権移転されております。おそらく、名義変更の際に法務局では登記地目で農業委員会の許可が必要かを判断しているので、農業委員会が農地として扱っているのを知らずに名義変更を認めてきているのかと思われます。

局長 他に質問はありませんか。質疑がないようなので、議案第 9 6 号、3 番以外、すべて可として宜しいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 97 号 名護市農業委員の辞任について)

局長 議案第 9 7 号 名護市農業委員の辞任について事務局より説明をお願い致します。

事務局 議案第 9 7 号 名護市農業委員の辞任について、令和 6 年 12 月 18 日付で辞表が提出されております。一身上の都合により辞任しますということです。農業委員会等に関する法律第 13 条の委員の正当な事由がある場合には農業委員会の同意を得て委員が辞任することができる、農業委員が辞任する際の手続きは名護市長より農業委員会の総会の議決、過半数によって決まります。今回市長から農業委員会会長へ諮問が出されておりますので、それに対して農業委員会はこの総会によって同意を要することになっています。同意を皆さんの方でお願い致します。

議長 只今、事務局より説明がありました委員の辞任ついてですが、何か質問はありませんか。ないようなので承認ということで宜しいですか。

委員 異議なし。

(閉会)

議長

以上で本日の議案はすべて終了しました。

これをもちまして、第 16 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名する。

名護市農業委員会

議長(野原朝行)

野原朝行

署名委員(仲村正司)

仲村正司

署名委員(宮城政喜)

宮城政喜